

[事案 30-93] 障害給付金等支払請求

・平成 31 年 3 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

後遺障害について、何らかの給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

事故により、足関節を損傷し、症状固定（関節は固定され、可動域制限も固定）とされ、衣服着脱、入浴、排泄後の拭き取り始末、起居が自分では困難な状態となったことから、平成 13 年 7 月に契約した利率変動型積立終身保険にもとづき、給付金を請求したところ、傷害特約による障害給付金が支払われた。しかし、本給付金の支払いとは別に支払われるべき給付金等があるはずであり、請求用紙を送付してほしい。

<保険会社の主張>

申立人の損傷および後遺障害状態について該当する給付金等はすべて支払い済みであり、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の損傷および後遺障害の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約および付加された特約により申立人が請求可能な給付金等が存在するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。